

# 居宅介護支援重要事項説明書

〈令和 年 月 日現在〉

## 1. 居宅介護支援事業者（法人）の概要

### (1) 事業者の名称及び所在地

事業者名称	株式会社 耀・悠祐
代表者氏名	猿渡 祐子
所在地	福岡県福岡市東区若宮四丁目 6 番 14 号
連絡先	電話 092-980-1792 FAX 092-980-1793

### (2) 事業の目的

要介護状態にある高齢者に対し、住み慣れた家庭や地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とする。

### (3) 事業の運営方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、利用者の選択に基づき、その利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、公正中立な立場で調整を行います。

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名称	ケアプランセンターかがやき
事業所番号	4070803582
所在地	福岡県福岡市東区若宮四丁目 6 番 14 号
連絡先	電話 092-985-2299 FAX 092-980-1793
管理者氏名	松尾 栄美

### (2) 事業所の職員体制

従業者	人数(人)	職務の内容
管理者	1	管理業務、利用申込みに係る調整、法令遵守に必要な指揮命令 介護支援専門員と兼務
介護支援専門員		計画書の作成、事業者等と連絡調整、相談に対する助言等

(3) 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月・火・水・木・金曜日	午前 9 時から午後 6 時まで

営業しない日	土・日曜日、祝日 8 月 13 日から 8 月 15 日まで、 12 月 30 日から 1 月 3 日まで
--------	---

(4) 事業の実施地域

福岡市東区・博多区、糟屋郡粕屋町、久山町、志免町、須恵町、篠栗町、宇美町、新宮町とする。

なお、福岡市東区は三苫及び塩浜以西を除く。

3. 居宅介護支援の内容

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのちに、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者等のご都合でサービスを終了する場合

7 日間の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了 30 日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合

※非該当（自立）の場合は、条件を変更して再度契約することができます。

- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

利用者や家族等が当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書等で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

#### 4. 利用料金その他の費用

##### (1) 交通費等

通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護支援に要した交通費、その他の料金は次の額を徴収します。

①通常の事業実施地域 無料

②通常の事業実施地域以外 1回の訪問につき 500円

##### (2) 自己負担金額

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

(3) 上記の利用料金の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとします。

(4) 保険料の滞納等により事業者が直接介護保険給付金が支払われない場合、1か月につき要介護度に応じた金額をお支払いください。お支払と引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。このサービス提供証明書を後日、公的機関の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

#### 5. サービス事業所の選択

指定居宅サービス等の事業所について、利用者(又はその家族や代理人)は複数事業所の紹介・事業所を選択した理由を求める事が可能です。また、事業所の選択にあたっては利用者の希望により選択することが可能です。

当事業所におけるケアプランのサービス利用状況は別紙の通りです。

#### 6. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の状態の急変、その他緊急事態が生じたとき、または事故が発生した時は、速やかに利用者の主治医、救急隊、利用者の家族等に連絡します。

#### 7. 秘密保持

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン』に基づき、個人情報保護方針及び個人情報の取り扱いに関する規則を策定し、関係法令及びガイドラインを遵守します。

#### 8. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結

果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 9. 身体拘束の原則禁止

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

## 10. 相談・苦情

利用者からの相談又は苦情等に対応する窓口・担当者を設置し、利用者の相談、苦情に対し迅速、かつ、誠実に必要な対応を行います。

### 事業所相談窓口

電話番号： 092-985-2299  
相談担当者： 猿渡祐子

### 各市町村役場の介護保険相談窓口

受付時間：平日9時～午後5時

#### 福岡市

東区役所	福祉介護保険課	092-645-1071
博多区役所	福祉介護保険課	092-419-1078
粕屋町役場	介護福祉課	092-938-0229
久山町役場	健康福祉課	092-976-1111
志免町役場	福祉課	092-935-1039
須恵町役場	福祉課	092-932-1151
宇美町役場	福祉課	092-934-2243
篠栗町役場	福祉課	092-947-1111
新宮町役場	健康福祉課	092-710-8286
福岡県国民健康保険団体連合会介護保険課介護サービス相談窓口		092-642-7859

以下余白